

赤平市水防計画

赤 平 市

赤 平 市 水 防 計 画 追 録 加 除 一 覧 表

〔 追録の加除整理が終わりましたら、その追録番号、内容現在及び
加除した年月日をこの表に記入し、押印してください。 〕

追録番号	内容現在	加除整理	整理者印	備 考
第 1 号	平成 2 5 年 4 月 1 日	年 月 日		
第 2 号	年 月 日	年 月 日		
第 3 号	年 月 日	年 月 日		
第 4 号	年 月 日	年 月 日		
第 5 号	年 月 日	年 月 日		
第 6 号	年 月 日	年 月 日		
第 7 号	年 月 日	年 月 日		
第 8 号	年 月 日	年 月 日		
第 9 号	年 月 日	年 月 日		
第 10 号	年 月 日	年 月 日		
第 11 号	年 月 日	年 月 日		
第 12 号	年 月 日	年 月 日		
第 13 号	年 月 日	年 月 日		
第 14 号	年 月 日	年 月 日		
第 15 号	年 月 日	年 月 日		
第 16 号	年 月 日	年 月 日		
第 17 号	年 月 日	年 月 日		
第 18 号	年 月 日	年 月 日		
第 19 号	年 月 日	年 月 日		
第 20 号	年 月 日	年 月 日		

追録番号	内容現在	加除整理	整理者印	備 考
第 21 号	年 月 日	年 月 日		
第 22 号	年 月 日	年 月 日		
第 23 号	年 月 日	年 月 日		
第 24 号	年 月 日	年 月 日		
第 25 号	年 月 日	年 月 日		
第 26 号	年 月 日	年 月 日		
第 27 号	年 月 日	年 月 日		
第 28 号	年 月 日	年 月 日		
第 29 号	年 月 日	年 月 日		
第 30 号	年 月 日	年 月 日		
第 31 号	年 月 日	年 月 日		
第 32 号	年 月 日	年 月 日		
第 33 号	年 月 日	年 月 日		
第 34 号	年 月 日	年 月 日		
第 35 号	年 月 日	年 月 日		
第 36 号	年 月 日	年 月 日		
第 37 号	年 月 日	年 月 日		
第 38 号	年 月 日	年 月 日		
第 39 号	年 月 日	年 月 日		
第 40 号	年 月 日	年 月 日		

目 次

第 1 章 総則

第 1 節 目的	1
第 2 節 用語の定義	1
第 3 節 水防責任及び処理すべき事務又は業務の大綱	2

第 2 章 水防組織

第 1 節 赤平市の組織	4
第 2 節 隣接市町水防管理団体、警察官及び自衛隊との協力応援	4

第 3 章 重要水防区域及び水防施設

第 1 節 重要水防区域の指定	6
第 2 節 水防施設	6

第 4 章 通信連絡

第 1 節 予報（注意報を含む）、警報並びに情報等の通信連絡	8
第 2 節 水防通信連絡	8

第 5 章 水防活動

第 1 節 水防非常配備体制	9
第 2 節 巡視及び警戒	10
第 3 節 警戒区域	11
第 4 節 水防作業及び工法	11
第 5 節 避難のための立退き	12
第 6 節 決壊通報	12
第 7 節 水防信号	12
第 8 節 水防標識及び立入検査証	12

第 6 章 公用負担等

第 1 節 公用負担	14
第 2 節 公務災害補償	15

第 7 章 水防報告

第 8 章 水防訓練

第1章 総則

第1節 目 的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号。以下「法」という。）第33条の規定に基づき、本市の水防事務の円滑な実施のために必要な事項を規定し、洪水に際し、水災を警戒し、防ぎよし、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

第2節 用語の定義

主な水防用語の意義は次のとおりである。

(1) 水防管理団体

水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいう（法第2条第1項）。

(2) 指定水防管理団体

水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう（法第4条）。

(3) 水防管理者

水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう（法第2条第2項）。

(4) 消防機関

消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう（法第2条第3項）。

(5) 消防機関の長

消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう（法第2条第4項）。

(6) 量水標管理者

量水標、験潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう（法第2条第6項、法第10条第3項）。

(7) 洪水予報（指定河川）

流域面積が大きい河川であつて、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるとして国土交通大臣又は都道府県知事が指定した河川（洪水予報指定河川）について、気象庁及び国土交通省又は都道府県の機関が共同して、洪水のおそれの状態を基準地点の水位又は流量を示して行う洪水の予報をいう（法第10条第2項、法第11条第1項、気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の2第2項及び第3項）。

(8) 水防警報（指定河川等）

洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるとして国土交通大臣又は都道府県知事が指定し、公示した河川、湖沼又は海岸（水防警報指定河川等）について、国土交通大臣又は知事が、洪水又は高潮等によって災害が起こるおそれがあると認められるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第2条第7項、法第16条）。

(9) 水位周知河川（指定河川）

洪水予報指定河川以外の河川で、国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた水位に達したとき、水位又は流量を示して行う通知及び周知をいう（法第13条）。

(10) 水防団待機水位（通報水位）

洪水又は高潮のおそれがある場合に、関係者に通報しなければならない水位であり、量水標の設置されている地点ごとに知事が定めるもので、各水防機関が水防体制に入る水位（法第12条第1項に規定される通報水位（指定水位））をいう。

- (11) はん濫注意水位（警戒水位）
水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通大臣又は都道府県知事が定める水位をいう（法第 12 条第 2 項に規定される警戒水位）。
- (12) 避難判断水位（特別警戒水位）
はん濫注意水位（警戒水位）を超える水位であって洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位、市町村長の避難勧告等の発令判断の目安、住民の避難判断の参考となる水位をいう（法第 13 条第 1 項及び第 2 項に規定される特別警戒水位）。
- (13) はん濫危険水位
洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じるはん濫のおそれがある水位をいう。

第 3 節 水防責任及び処理すべき事務又は業務の大綱

1 水防の責任

- (1) 赤平市の水防責任
市は、その区域における水防を十分に果たす責任を有する（法第 3 条）。
- (2) 北海道の水防責任
道は、道内における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する（法第 3 条の 6）

2 処理すべき事務又は業務の大綱

- (1) 水防管理団体（赤平市）
 - ア 平常時における河川等の巡視（法第 9 条）
 - イ 消防機関の出動準備又は出動（法第 17 条）
 - ウ 警戒区域の設定（法第 21 条）
 - エ 警察官の援助の要求（法第 22 条）
 - オ 他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（法第 23 条）
 - カ 堤防決壊等の通報、決壊後の措置（法第 25 条、法第 26 条）
 - キ 避難のための立ち退きの指示（法第 29 条）
- (2) 指定水防管理団体（赤平市）
指定水防管理団体は、前項のほか次の事項を行わなければならない。
 - ア 消防機関が水防を十分行えない場合の水防団の設置（法第 5 条第 2 項）
 - イ 水防計画の策定、知事への協議及び要旨の公表（法第 32 条第 1 項、第 2 項、第 3 項）
 - ウ 毎年の水防訓練の実施（法第 35 条）
- (3) 北海道
 - ア 水防計画の策定及び要旨の公表（法第 7 条第 1 項及び第 4 項）
 - イ 指定水防管理団体の指定（法第 4 条）
 - ウ 気象予報及び警報の伝達（法第 10 条第 3 項）
 - エ 洪水予報の発表及び通知（法第 10 条第 3 項、法第 11 条第 1 項）
 - オ 水位の通報及び公表（法第 12 条）
 - カ 水位情報の通知及び周知（法第 13 条第 2 項及び第 3 項）
 - キ 浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第 14 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項）
 - ク 水防警報の発表及び通知（法第 16 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項）
 - ケ 緊急時の水防管理者、水防団長又は消防機関の長への指示（法第 30 条）
 - コ 水防に関する勧告及び助言（法第 48 条）
- (4) 赤平市防災会議
浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置（法第 15 条）
- (5) 国土交通大臣（北海道開発局）

- ア 洪水予報の発表及び通知（法第 10 条第 2 項）
- イ 水防警報の発表及び通知（法第 16 条第 1 項及び第 2 項）
- ウ 水位情報の通知及び周知（法第 13 条第 1 項）
- エ 浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第 14 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項）
- （6）気象庁長官（札幌管区气象台）
 - ア 気象予報及び警報の通知（法第 10 条第 1 項、気象業務法第 14 条の 2 第 1 項）
 - イ 洪水予報の発表及び通知（法第 10 条第 1 項及び第 2 項、法第 11 条第 1 項並びに気象業務法第 14 条の 2 第 2 項及び第 3 項）
- （7）量水標管理者
 - 水位の通報及び公表（法第 12 条第 1 項及び第 2 項）
- （8）居住者等
 - 水防活動への従事（法第 24 条）

第2章 水防組織

第1節 赤平市の組織

1 組織

市は、赤平市災害対策本部条例（昭和 38 年条例第 3 号）の定めるところに準じ、赤平市水防本部（以下「水防本部」という。）により水防に関する事務（以下「水防事務」という。）を処理するものとし、水防事務の総括は、消防本部防災係で行うものとする。なお、市に災害対策本部が設置されたときは、災害対策本部で水防事務を処理するものとする。

2 赤平市防災会議

水防計画の調査及び審議は、法第 32 条第 2 項の規定に基づき、赤平市防災会議が行うものとする。

3 水防本部の組織

水防本部の組織は、別表 1 のとおりとする。

4 水防本部の業務分担

水防本部の業務分担は、別表 2 のとおりとする。

5 消防機関の組織

消防機関の組織は、別表 3 のとおりとする。

6 消防機関の水防分担区域

消防機関の水防分担区域は、赤平市消防団規則（昭和 57 年規則第 9 号）に定める管轄区域のとおりとする。ただし、消防長が、必要と認めて指示したときは、分担区域以外の地域であっても出動するものとする。

第2節 隣接市町水防管理団体、警察官及び自衛隊との協力応援

1 隣接市町水防管理団体との協力応援

法第 23 条の規定に基づき、水防管理者は、水防のため緊急の必要があるときは、次の隣接市町水防管理団体に対し、協力を求めるものとする。

赤平市 市役所 32-2211 消防本部 32-3181		市町名	市役所・役場	消防本部
		芦別市	0124-22-2111	0124-22-3106
		歌志内市	0125-42-3211	0125-42-3255
		滝川市	0125-23-1234	0125-23-0119
		砂川市	0125-54-2121	0125-54-2196
		上砂川町	0125-62-2011	

2 警察官との協力応援

警察官との協力応援は、「赤平市地域防災計画 第5章 第17節 災害警備計画」の定めるところによるもののほか、水防管理者又は消防長が協力応援を求めるときの法に規定されている事項は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------------|----------|
| (1) 警察通信施設の使用 | 法第27条第2項 |
| (2) 警戒区域の監視 | 法第21条第2項 |
| (3) 警察官の出動 | 法第22条 |
| (4) 避難、立退きの場合における措置 | 法第29条 |

3 自衛隊の派遣要請

自衛隊の災害派遣要請は、「赤平市地域防災計画 第5章 第20節 自衛隊派遣要請計画」に基づき、知事（空知総合振興局長）に対して派遣要請を依頼するものとする。

第3章 重要水防区域及び水防施設

第1節 重要水防区域の指定

1 重要水防区域の指定

市の区域内の河川、低地帯等で、水防上特に重要な警戒防御区域は、別表第4のとおりとする。

第2節 水防施設

1 雨量、水位観測所

(1) 市の区域内に設置された水位観測所及び河川水位情報等は次のとおりとし、迅速かつ的確な水防活動を行うため、相当の雨量があると認めたときは札幌開発建設部空知川河川事務所、札幌建設管理部滝川出張所と連絡を密にし、その状況を把握するものとする。また、雨量は、消防署が観測する雨量を参考にするものとする。

観測所名	種別	河川名	位 置	水防団待機 水 位	はん濫注意 水 位	避 難 判 断 水 位	はん濫危険 水 位
赤 平	水位	空知川	赤平市東文京町1丁目1番地先	43.60m	44.90m	48.70m	49.50m

(2) 雨量、水位の情報は、次に掲げる北海道及び国土交通省防災情報提供センターのホームページからリアルタイムで入手するものとする。

ア 市町村向け情報提供

名 称	ホームページアドレス	情報提供
国土交通省 「市町村向け川の防災情報」 (統一河川情報システム)	http://city.river.go.jp/ (携帯情報用有り)	雨量・水位情報、レーダー 観測情報、水防警報、洪水 予報等
防災気象情報提供システム	http://bosai.metinfo.go.jp/bousai/login	気象情報、レーダー・アメ ダス解析雨量

イ 一般向け情報提供

名称	ホームページアドレス	情報提供
国土交通省「川の防災情報」	http://www.river.go.jp/ http://i.river.go.jp/ (携帯電話用)	雨量・水位情報、レーダー 観測情報、水防警報、洪水 予報等
北海道防災情報 (防災対策シエンシステム)	http://www.bousai-hokkaido.jp/	気象情報、避難情報、道路 情報、河川情報、メール配 信サービス
札幌管区気象台ホームページ	http://www.sapporo-jma.go.jp/	気象情報、レーダー・アメ ダス解析雨量
気象庁ホームページ	http://www.jma.go.jp/jma/index.html	気象情報、レーダー・アメ ダス解析雨量

2 水防資機材の整備点検及び調達

水防管理者は、水防活動を迅速かつ効果的に実施するため、常に水防資機材の整備点検を実施するとともに、備蓄状況について把握するものとする。なお、備蓄する資機材に不足が生じたときは、必要に応じ発注調達するものとする。

3 水防用土砂の堆積

水防管理者は、水防活動の実施に必要な土砂を調査し、赤平市除雪センター敷地内及びその他必要な場所に土砂を堆積しておくものとする。

4 水門の操作

水門の管理者（以下「施設管理者」という。）は、気象等の状況に関する通知を受理したときは、水位の変動を監視し、必要に応じて門扉等の適正な開閉操作を行うものとする。なお、施設管理者は、あらかじめ水門操作要領を作成し、操作担当責任者等に周知徹底を図り、門扉の操作等について支障のないようにするものとする。

第4章 通信連絡

第1節 予報（注意報を含む）、警報並びに情報等の通信連絡

1 水防活動用予警報等

水防管理者又は水防に関係のある機関は、常に気象の状況に注意するとともに、札幌管区气象台及び北海道開発局並びに北海道から発表される次の水防活動用の各種予報及び警報の処理に遺漏のないようにしなければならない。

区 分	種 類	発表機関	摘 要
予報（注意報を含む）、 警報並びに情報等 〔 気象業務法 （昭和27年法律第165号） 第14条の2第1項 法第10条第1項 〕	大雨注意報・大雨警報 洪水注意報・洪水警報	札幌管区气象台	一般向け注意報及び警報の発表をもって代える
洪水予報 〔 法第10条第2項 法第11条第1項 気象業務法 第14条の2第2項 第14条の2第3項 〕	注意報・警報・情報	北海道開発局 北海道 札幌管区气象台	指定河川について、水位又は流量を示して行う予報
水防警報 （法第16条）	待機・準備・出動 ・指示・解除	北海道開発局 北海道	指定河川地域の水防管理団体に水防活動を行う必要があることを警告して発表

（注）水防活動用注意報及び警報は、水防活動用として特に発表されるものではなく、一般向け注意報及び警報に含めて発表されるものであり、洪水注意報が発表されたときは、直ちに水防活動用注意報が発表されたことになる。

2 水防活動用予報（注意報を含む）、警報並びに情報等の伝達

水防管理者は、水防活動用予報（注意報を含む。）、警報並びに情報等、洪水予報又は水防警報の通知を受けたときは、別表第5により伝達を行うものとする。

第2節 水防通信連絡

1 赤平市の通信連絡

市の通信連絡は、一般有線通信によるほか、防災無線、北海道総合行政情報ネットワーク等の無線を用いて行うものとする。

2 通信連絡系統

水防に関し、関係機関と相互に行う通信連絡は、別表第6のとおりとする。

第5章 水防活動

第1節 水防非常配備体制

1 赤平市の非常配備体制

市は、法第10条第2項及び第11条に規定する洪水予報及び法第16条に規定する水防警報を受理したとき、又は洪水の危険が予想されるときからその危険が解消されるまでの間は、次の非常配備体制により、水防業務を処理するものとする。なお、市に災害対策本部が設置されたときは、赤平市地域防災計画に基づく非常配備体制により処理するものとする。

(1) 赤平市の非常配備基準

種 別	配 備 時 期	配 備 の 内 容
第1非常配備	1 気象業務法に基づく情報又は警報が発表されたとき。 2 その他市長が必要と認めたとき。	情報連絡のため、又は災害が発生した場合に速やかに対処するため総務対策部総括班・総務班他必要に応じ各対策部の協力によりあたるもので、状況の推移により速やかに第2配備に移行できる体制とする。
第2非常配備	1 気象業務法に基づく警報が発表され、局地的な災害の発生が予想される場合又は災害が発生したとき。 2 その他本部長が必要と認めたとき。	災害応急対策に関する各対策部の所要人員をもってあたるもので、災害の発生とともに直ちに非常活動を開始できる体制とする。 また、状況の推移により速やかに第3配備に移行できる体制とする。
第3非常配備	1 広域にわたる災害の発生が予想される場合又は被害が甚大であると予想される場合において、本部長が当該非常配備を指令したとき。 2 重大な災害が発生したとき。 3 その他本部長が必要と認めたとき。	災害対策本部全員をもってあたるもので、状況により、それぞれの災害応急活動ができる体制とする。

※災害の規模及び特性に応じ、上記基準により難しいと認められる場合においては、臨機応変の配備体制を整えるものとする。

(2) 消防機関の非常配備基準

種 別	配 備 時 期	配 備 の 内 容
待 機	1 水防警報河川に水防警報（待機）が発表されたとき。 2 空知川はん濫注意情報が発表され、待機を必要と認めたとき。 3 大雨警報又は洪水警報が発表され、又は河川等の状況により、待機を必要と認めたとき。 4 知事から待機の指示を受けたとき。	1 状況に応じ直ちに出動できるよう非番職員に対し自宅待機を指示する。 2 重要水防区域その他水防上注意を要する箇所の非常監視警戒を行うこと。 3 予想される災害の状況により非番職員を招集し、消防隊の増強を図る。
準 備	1 空知川はん濫警戒情報及び水防警報河川に水防警報（準備）が発表されたとき。 2 大雨警報又は洪水警報が発表され、又は河川等の状況により、水防活動の準備を必要と認めたとき。 3 知事から出動準備の指示を受けたとき。	1 消防職団員の一部を招集し、消防隊の編成を行うこと。 2 水防本部に連絡員を派遣し、連絡情報の収集に努めること。 3 出動車両の点検整備及び救助用ボートの組立整備を行うこと。 4 水防資機材及び各隊装備器材の整備及び準備を行うこと。 5 出動を想定した順路検討及びこれに伴う対策を確認すること。 6 重要水防区域その他水防上注意を要する箇所の非常監視警戒の強化を行うこと。
出 動	1 水防警報河川に水防警報（出動）が発表されたとき。 2 空知川はん濫警戒情報が発表され、又は雨量、水位、流量その他の状況によりはん濫注意水位に達し、なお上昇のおそれがあるとき。 3 大雨警報又は洪水警報が発表され、又は雨量、水位、流量その他の状況により堤防の溢水（水があふれる）、決壊等のおそれがあるとき。 4 知事から出動の指示を受けたとき。	1 消防職団員の全部を招集し、消防隊の編成を行い、災害現場に出動し、水防活動及び避難救助活動を行うこと。

2 非常配備を指令したときの措置

水防管理者は、非常配備を指令したときは、水防関係機関に通知するとともに、北海道（空知総合振興局長）に報告するものとする。

第2節 巡視及び警戒

1 河川等の巡視

水防管理者は、巡視責任者を定め、担当水防区域内の河川等を巡視させるものとする。巡視責任者は、水防上危険であると認められる箇所を発見したときは、直ちに水防管理者に報告するものとし、水防管理者は当該河川等の管理者に連絡し、必要な措置を求めるものとする。

巡視責任者は、建設課長とする。

2 非常警戒

水防管理者が非常配備を指令したときは、建設課及び消防機関は、市内の水防区域の監視及び警戒を厳重に行い、異常を発見したときは、直ちに水防管理者に報告するものとし、水防管理者は速やかに当該河川管理者に報告するとともに、水防作業を実施するものとする。

監視にあたり、特に留意する事項は次のとおりとする。

- (1) 居住地側堤防斜面の漏水又は堤防内の浸透水の飽和による亀裂及び崩れ
- (2) 川側堤防斜面で水当たりの強い場所の亀裂又は一部流出（崩壊）
- (3) 堤防上面の亀裂又は沈下
- (4) 堤防から水があふれている状況
- (5) （排・取）水門の両袖又は底部からの漏水と扉の締まり具合
- (6) 橋梁その他の構造物と堤防の取付部分の異常
- (7) ため池については、次の事項について注意するものとする。
 - ア 堤体の漏水、亀裂及び法崩れ
 - イ 樋管の漏水による亀裂及び法崩れ
 - ウ 取水施設、余水吐、放水路等の状態
 - エ 流入水及び浮遊物の状況
 - オ 周辺の地すべり等の崩落状況

第3節 警戒区域

1 警戒区域の設定

法第 21 条の規定に基づき、消防機関に属する者は、水防上緊急の必要がある場所に警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

2 警察官の警戒区域の設定

上記 1 に定める場所において、消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警察官は、消防機関に属する職権を行うことができる。

3 警戒区域設定の報告

消防機関に属する者又は警察官は、警戒区域を設定したときは、水防管理者、消防長及び警察署長に報告するものとする。

第4節 水防作業及び工法

1 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸の状態等を考慮して、最も適切な工法を選択し実施するものとする。

水防管理者は、平常時から水防実施関係者に水防工法等を習熟させ、非常事態においても最も適切な作業が即時に実施できるよう努めなければならない。

2 水防工法

水防区域における水防工法の種類は、別表第 7 のとおりとする。

第5節 避難のための立退き

1 避難のための立退きの指示

法第 29 条の規定に基づき、水防管理者は、洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、「赤平市地域防災計画第5章 第4節 避難救出計画」の定めるところにより、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立退くべきことを指示するものとする。なお、水防管理者が立退きを指示する場合においては、速やかに知事（空知総合振興局長）及び警察署長に通知するものとする。

解除の公示をした場合も同様とする。

2 警察官の避難の指示

警察官は、水防管理者が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は水防管理者から要求があったときは、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立退くべきことを指示するものとする。なお、警察官が立退きを指示する場合においては、水防管理者に通知するものとする。

3 避難場所の指定及び避難者等の輸送

避難場所の指定及び避難者等の輸送は、「赤平市地域防災計画第5章 第4節 避難救出計画」及び「同章 第14節 輸送計画」に定めるところによるものとする。

4 特に防災上の配慮を有する者が利用する施設への情報伝達

主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設の名称、所在地及び洪水予報等の伝達手段は、別表第8のとおりとする。

第6節 決壊通報

1 決壊通報

堤防等が決壊したときは、水防管理者及び消防長は、直ちに別表第9により通報するものとする。

第7節 水防信号

1 水防信号

法第 20 条の規定による知事の定める水防信号は、別表第10のとおりとする。

第8節 水防標識及び立入検査証

1 水防標識

法第 18 条の規定により、水防のために出動する車両、舟艇等には、知事の定める標識を取り付けるものとする。

2 資料収集のための職員等の身分証明書

法第 49 条第1項及び第2項に定める業務を行うための職員及び消防機関に属する者の身分証明書は、次のとおりとする。

表

裏

9 cm

水防立入検査証		
所属		
職		
氏名		
	年	月 日
水防管理者		印

6 cm

注 意

- 1 本証は、他人に貸与し、若しくは贈与し、又は勝手に訂正しないこと。
- 2 本証は、身分を失ったときは、直ちに発行者に返還すること。
- 3 本証は、水防法第49条第2項による立入票である。

第6章 公用負担等

第1節 公用負担

1 公用負担

(1) 水防管理者又は消防長が、水防のため緊急の必要があるときに法第 28 条第 1 項の規定により、行使することができる公用負担に係る権限は、次のとおりとする。

ア 必要な土地の一時使用

イ 土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用

ウ 車両その他運搬用機器の使用

エ 工作物その他の障害物の処分

(2) 公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者又は消防長にあつては、その身分を示す証明書を、また、これらの者の命を受けた者は、次に定める委任を受けた証明書を携行し、関係者から請求があった場合は、これを提示しなければならない。

第	号
公用負担権限委任証	
住所	
職名	
氏名	
上記の者に 区域における水防法 第 28 条第 1 項の権限行使について委任し たことを証明する。	
年	月 日
委任者	氏名 印

(縦9 cm、横6 cm)

(3) 公用負担を命ずる権限を行使する者は、次に定める公用負担命令書を2通作成し、その1通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付するものとする。

第 号

公 用 負 担 命 令 書

住所
氏名

水防法第28条第1項の規定により、次のとおり公用負担を命ずる。

1 目的物

- (1) 所在地
- (2) 名称
- (3) 種類
- (4) 数量

2 負担内容

(使用、収用、処分等について詳記すること。)

年 月 日

命令者 職 氏名

印

(日本工業規格 A4)

2 損失補償

水防管理団体は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、法第28条第2項の規定により、その損失を補償するものとする。

第2節 公務災害補償

1 公務災害補償

法第24条の規定により、居住者等が水防に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は水防に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障がいの状態となったときは、法第45条の規定に基づき、「市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和32年北海道市町村総合事務組合条例第1号）」の定めるところにより補償するものとする。

第7章 水防報告

1 水防報告

水防管理者は、次に定める事態が発生したときは、速やかに空知総合振興局長に報告するものとする。

- (1) 消防機関を出動させたとき。
- (2) 他の水防管理団体に応援を要請したとき。
- (3) その他必要と認める事態が発生したとき。

2 水防活動実施報告

水防管理者は、水防活動が終結したときは、速やかに記録を整理するとともに、様式第1号に定める水防活動実施報告を作成の上、所定の期日までに空知総合振興局長に報告するものとする。

(調査対象期間)

1月～5月、6月～7月、8月～9月、10月～12月

第8章 水防訓練

1 水防訓練

水防管理者は、消防機関の職員及び団員に対し、随時水防工法についての技能を修得させるとともに、法第35条に定めるところにより毎年水防訓練を実施するものとする。

別 表 ・ 様 式

目 次

別表

別表第 1 水防本部の組織	(第2章第1節関係) … 1
別表第 2 水防本部の業務分担	(第2章第1節関係) … 2
別表第 3 消防機関の組織	(第2章第1節関係) … 5
別表第 4 警戒防御区域	(第3章第1節関係) … 6
別表第 5 水防活動用予報(注意報を含む)、警報並びに情報等の伝達系統	(第4章第1節関係) … 9
別表第 6 水防に関係する機関との通信連絡系統	(第4章第2節関係) … 11
別表第 7 水防工法	(第5章第4節関係) … 12
別表第 8 洪水時に情報伝達を行う災害時要援護者関連施設	(第5章第5節関係) … 16
別表第 9 決壊通報連絡系統	(第5章第6節関係) … 17
別表第10 水防信号	(第5章第7節関係) … 17

様式

様式第 1 水防活動実施報告書	(第7章 関係) … 18
-----------------	---------------

別表第1（第2章第1節関係）

水防本部の組織

本 部 長 (市 長)	副 本 部 長 (副 市 長)	(部名)	(部 長)	(班名)	(班 長)	(構 成)
		総務対策部	総務課長	総括班	消防本部 防災担当主幹	消防本部防災係長
				総務班	総務課長	総務課
				企画・広報班	企画財政課長	企画財政課企画調整係・広報広聴係 /監査委員事務局
				財務班	企画財政課長	企画財政課財政係/会計課
				調査班	税務課長	税務課/選挙管理委員会事務局
		市民対策部	市民生活課長	市民生活班	市民生活課長	市民生活課/茂尻支所 /学校給食センター/議会事務局
				救護班	社会福祉課長	社会福祉課
				保健予防班	介護健康推進課長	介護健康推進課/地域包括支援 センター/愛真ホーム
		産経建設対策部	建設課長	産 業 班	商工労政観光課長	商工労政観光課/農政課/農業委員会
				建 設 班	建設課長	建設課
				上下水道班	上下水道課長	上下水道課
		教育対策部	学校教育課長	教 育 班	学校教育課長	学校教育課/社会教育課/生涯学習 推進室
		医療対策部	病院事務長	医 療 班	病院事務長	病院職員
		消防対策部	消 防 長	消 防 班	消 防 署 長	消防職員
				警 戒 班	消 防 団 長	消防団員

別表第2（第2章第1節関係）

水防本部の業務分担

部	班	業 務 分 担
総務対策部	総括班	1 災害対策本部の設置及び廃止に関する事。
		2 災害対策本部の庶務に関する事。
		3 本部員会議に関する事。
		4 防災会議に関する事。
		5 災害情報の収集及び被害状況報告に関する事。
		6 自衛隊の派遣要請に関する事。
		7 予報（注意報を含む。）、警報並びに情報等、災害情報の受理及び伝達に関する事。
		8 避難勧告又は指示の発令及び解除に関する事。
		9 関係機関との連絡調整に関する事。
		10 災害日誌及び災害記録に関する事。
		11 各部各班との連絡調整に関する事。
		12 災害救助法の適用に関する事。
		13 その他各班に属さない事。
	総務班	1 庁内の非常体制に関する事。
		2 職員の動員計画に関する事。
		3 職員の非常招集に関する事。
		4 動員職員の出勤状況の記録に関する事。
		5 災害時における通信機能の確保に関する事。
		6 市有車両及び市有車両以外の車両の確保に関する事。
		7 災害応急資機材及び物資等の輸送に関する事。
		8 防災ボランティアの受入れ及び連絡調整に関する事。
		9 義援物資及び義援金の受入れ及び配分に関する事。
		10 災害見舞者及び視察者の対応に関する事。
		11 災害区域視察に関する事。
		12 総括班の支援に関する事。
	企画・広報班	1 国、道及び関係機関への陳情及び要望に関する事。
		2 災害状況の公表に関する事。
		3 住民に対する災害広報に関する事。
		4 報道機関との連絡調整に関する事。
		5 災害報道記事及び記録写真の作成及び災害統計に関する事。
		6 総合的な災害記録の作成及び災害統計に関する事。
		7 住民組織との連絡及び協力に関する事。
		8 被災者からの陳情等の処理に関する事。
		9 災害に関する相談及び苦情処理に関する事。
		10 各班業務の協力に関する事。
	財務班	1 市有財産の被害調査及び災害応急対策に関する事。
		2 災害予算の編成及び資金の調達に関する事。
		3 災害経費の経理に関する事。
		4 応急資材全般の調査及び調達物品の受払いに関する事。
		5 応急資材供給先との連絡調整に関する事。
		6 各班業務の協力に関する事。
	調査班	1 一般的被害状況の調査に関する事。（人的被害、住宅被害、非住宅被害）
		2 被害に伴う税の減収見込額等の把握に関する事。
		3 罹災者台帳の作成に関する事。
		4 罹災証明書の発行に関する事。
		5 各班業務の協力に関する事。

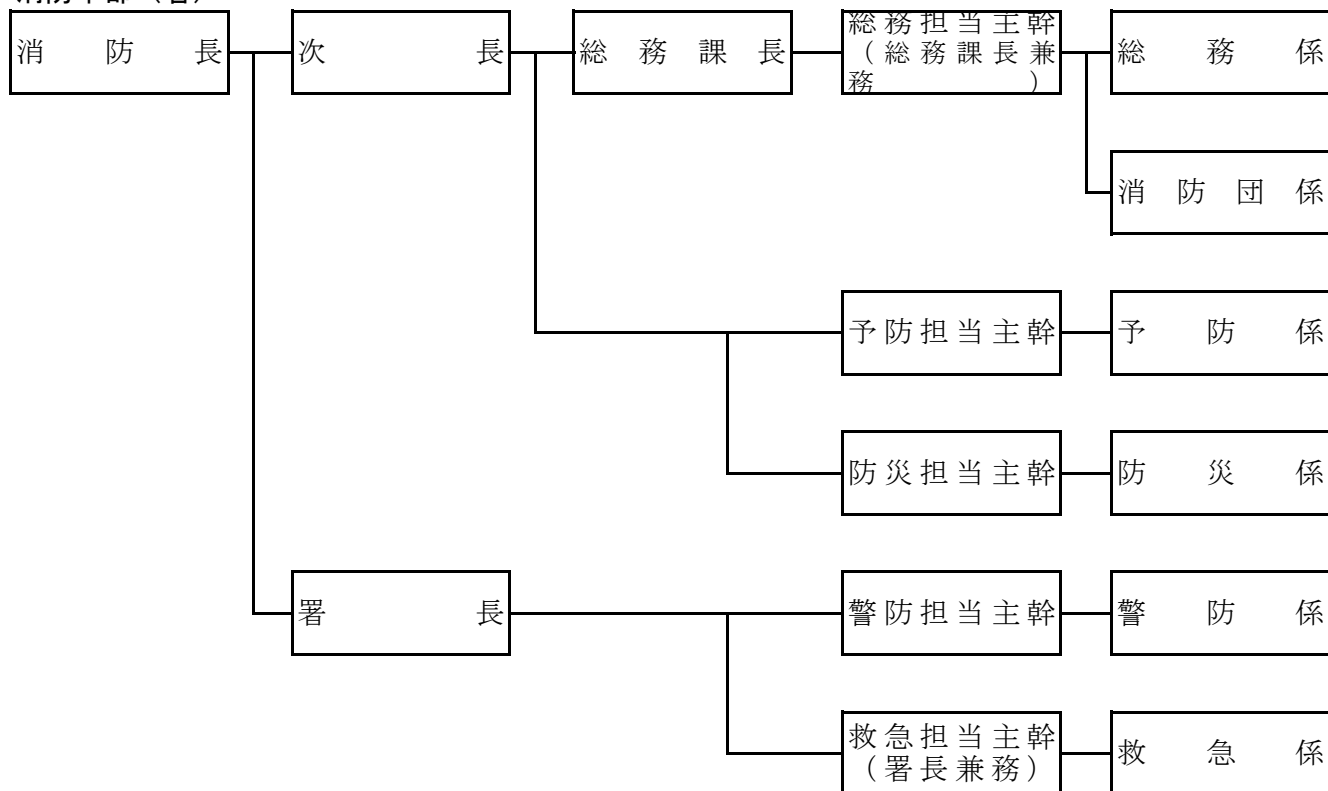
部	班	業 務 分 担
市民対策部	市民生活班	1 災害時の避難誘導に関すること。 2 避難所の設置及び避難所の運営管理並びに連絡調整に関すること。 3 災害時における食糧供給業務に関すること。 4 防疫に要する薬品及び資材の調達並びに防疫班の編成及び防疫の実施に関すること。 5 衛生関係施設の被害調査に関すること。 6 災害時の廃棄物及び汚物処理に関すること。 7 各班業務の協力に関すること。
	救護班	1 生活必需品その他応急物資の供給業務に関すること。 2 社会福祉施設の被害調査及び応急処置並びに復旧対策に関すること。 3 日本赤十字社に対する協力要請及び連絡調整に関すること。 4 被災者に対する生活援護（被災者生活支援）に関すること。 5 各班業務の協力に関すること。
	保健予防班	1 災害時要援護者の避難誘導に関すること。 2 被災地及び避難所の保健指導及び栄養指導に関すること。 3 空知総合振興局保健環境部滝川地域保健室との連絡調整に関すること。 4 医療班の支援に関すること。 5 各班業務の協力に関すること。
産経建設対策部	産業班	1 災害時における消費物資の確保及び物価安定に関すること。 2 被災商工業者の金融相談に関すること。 3 被災商工業者の振興に関すること。 4 被災商工業の被害調査及び復旧対策に関すること。 5 災害時における労務者の雇上げその他労務供給に関すること。 6 災害時における商工業関係機関との連絡調整に関すること。 7 農林水産業の被害調査及び応急措置並びに復旧対策に関すること。 8 被災農家の援護に関すること。 9 農業被害対策補償及び被災農家に対する融資に関すること。 10 被災地の病虫害防除に関すること。 11 被災地の家畜の防疫及び飼料の確保に関すること。 12 救農土木事業に関すること。 13 災害時における農業関係機関との連絡調整に関すること。 14 各班業務の協力に関すること。
	建設班	1 応急仮設住宅等の建設に関すること。 2 被災地住宅応急修理に関すること。 3 建築物の安全対策に関すること。 4 被災地における建築相談及び制限に関すること。 5 災害時における住宅相談に関すること。 6 災害時における建物の融資制度及び貸付相談に関すること。 7 住家被害の認定に関すること。 8 公共建築物及び市営住宅の被害調査及び応急措置並びに復旧対策に関すること。 9 道路、橋梁、河川の被害調査及び応急措置並びに災害復旧に関すること。 10 都市公園施設その他都市計画関係施設の被害調査及び応急措置並びに災害復旧に関すること。 11 災害危険区域の警戒巡視に関すること。 12 災害応急用資機材の確保に関すること。 13 道路、河川等における障害物除去に関すること。 14 各班業務の協力に関すること。
	上下水道班	1 上下水道施設の被害調査及び応急措置並びに復旧対策に関すること。 2 災害時における飲料水の確保及び供給に関すること。 3 応急給水に関すること。 4 水源地の管理及び水質保全に関すること。 5 給水広報に関すること。 6 各班業務の協力に関すること。

部	班	業 務 分 担
教育対策部	教育班	1 学校教育施設の被害調査及び応急措置並びに復旧対策に関する事。 2 被災児童及び生徒の応急教育に関する事。 3 被災児童及び生徒の医療、防疫及び給食等に関する事。 4 被災児童及び生徒の学用品等の配給に関する事。 5 被災時における児童及び生徒の避難誘導対策に関する事。 6 社会教育施設の被害調査及び応急措置並びに復旧対策に関する事。 7 社会教育施設利用者の避難誘導対策に関する事。 8 社会教育施設の応急利用に関する事。 9 文化財の保護及び応急対策に関する事。 10 市民対策部市民生活班の行う食糧供給業務の支援に関する事。 11 市民対策部市民生活班の行う避難所設置運営業務の支援に関する事。 12 各班業務の協力に関する事。
医療対策部	医療班	1 応急医療及び助産関係の連絡調整に関する事。 2 病院施設の被害調査及び応急措置並びに復旧対策に関する事。 3 医療機材及び医薬品等の確保に関する事。 4 人的被害調査及び死体収容措置に関する事。 5 被災地及び避難所の保健指導及び伝染病に関する事。 6 防疫班の支援に関する事。 7 各班業務の協力に関する事。
消防対策部	消防班	1 本部との連絡調整に関する事。 2 動員職団員の出動状況の記録に関する事。 3 地域災害情報の収集及び報告に関する事。 4 消防活動及び水防活動に関する事。 5 人命救助及び避難誘導に関する事。 6 被災地の二次災害の予防及び警戒に関する事。 7 災害情報の収集及び広報活動に関する事。 8 その他災害の処理に関する事。 9 各班業務の協力に関する事。
	警戒班	1 消防活動及び水防活動に関する事。 2 避難誘導及び広報活動に関する事。 3 被災地の二次災害の予防及び警戒に関する事。 4 その他災害の処理に関する事。 5 各班業務の協力に関する事。

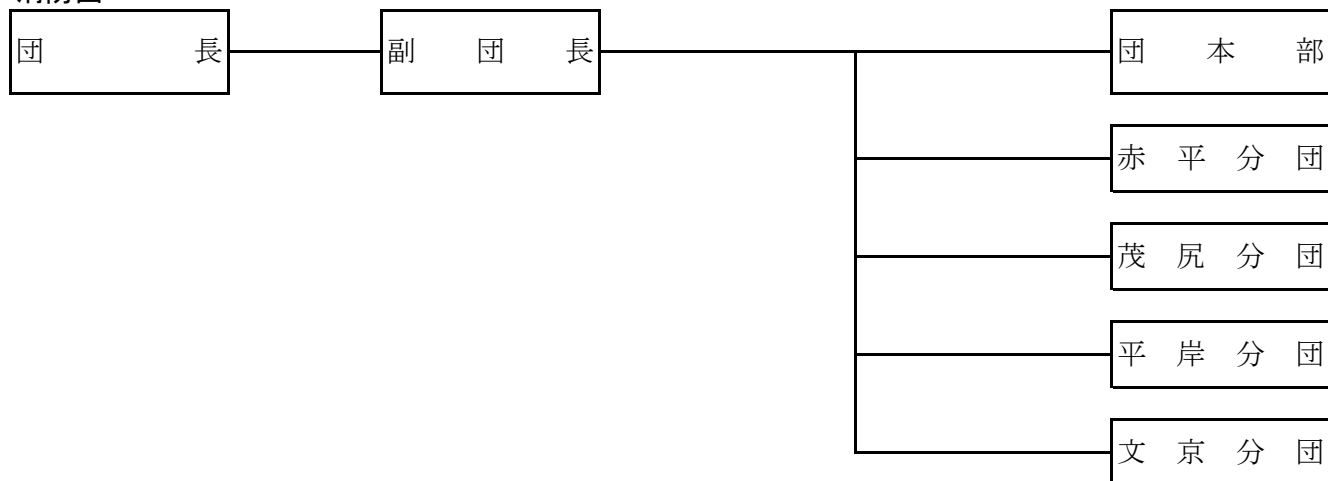
別表第3（第2章第1節関係）

消防機関の組織

消防本部（署）



消防団



別表第4（第3章第1節関係）

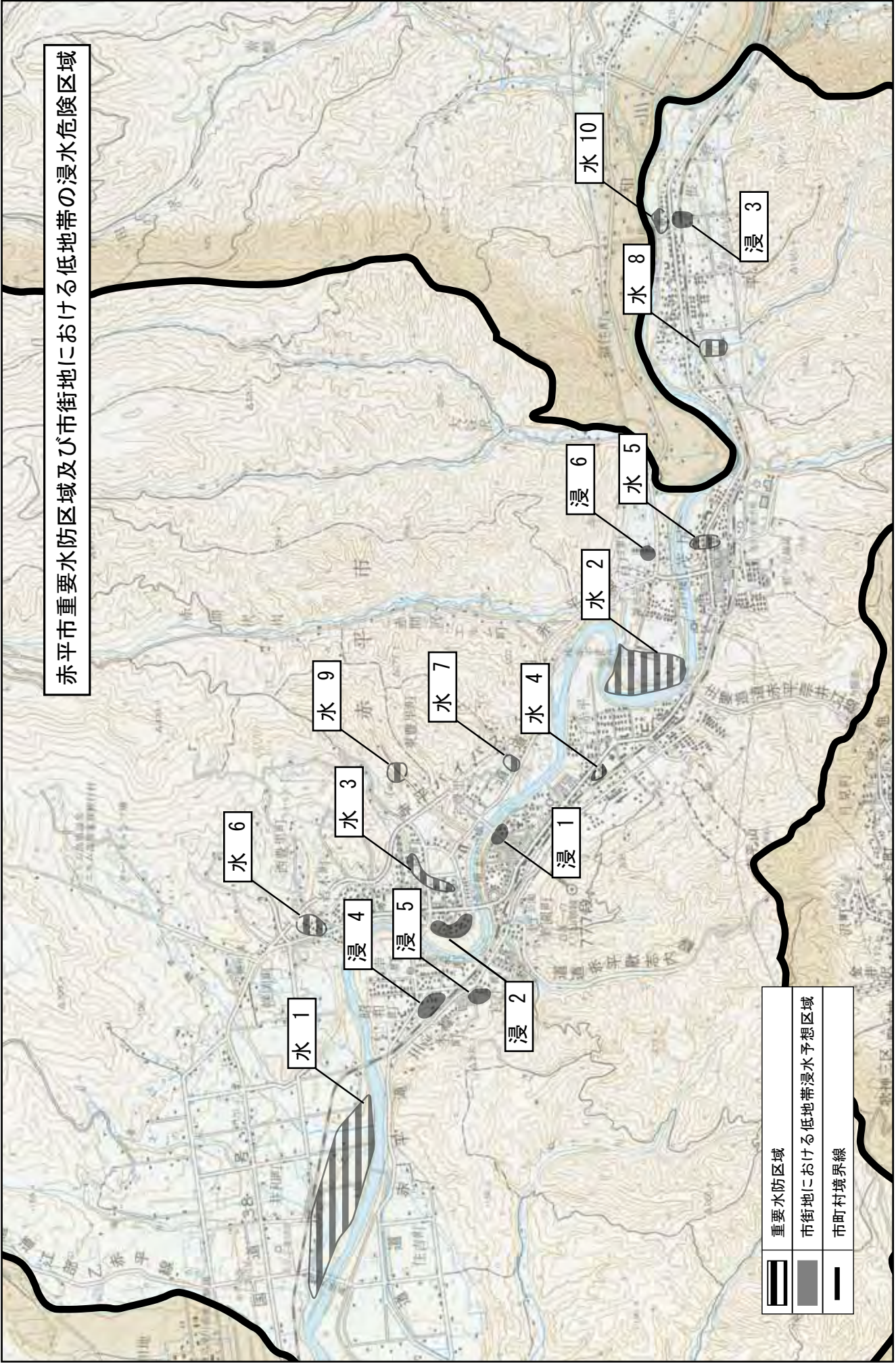
警戒防御区域

1 重要水防区域

図番	危険		河川名	区域の現況			予想される被害			整備		
	地区名	水系名		流域距離 (km)	危険区域 延長(m)	災害の要因	住家 (戸)	公共 施設 (棟)	道路	その他	実施機関	概要
水1	共和町	石狩川	1級空知川	12.45	右岸 1,650	溢水	6		市道共和本通他 2,694m	田20ha	石狩川 開発建設部	計画検討中
水2	百戸地先	石狩川	1級空知川	21.00	右岸 1,750	溢水	0		市道渡船場通他 817m		石狩川 開発建設部	計画検討中
水3	東文京町	石狩川	普通吉野川	空知川合流点 0.65～2.65	両岸 4,000	溢水	20		市道豊通		赤平市	計画検討中
水4	住友	石狩川	普通小町川	空知川合流点 0.65～0.85	両岸 400	溢水	30		市道東大町通	JR根室本線 0.1km	赤平市	計画検討中
水5	茂尻	石狩川	普通千曲川	空知川合流点 0.80～1.04	両岸 240	溢水	8		市道千曲川通		赤平市	計画検討中
水6	若木町	石狩川	普通朝岡川	空知川合流点 0.60～0.82	両岸 220	溢水	6		市道若木西1号線		赤平市	計画検討中
水7	東豊里町	石狩川	普通三戸の沢川	空知川合流点 0.70～1.00	両岸 600	溢水	0		市道三戸の沢線	畑4ha	赤平市	計画検討中
水8	平岸	石狩川	普通平班川	空知川合流点 0.09～0.34	両岸 500	溢水	10		市道平岸西本通		赤平市	計画検討中
水9	東豊里町	石狩川	普通長田の沢川	空知川合流点 18.20～18.50	左岸 500	溢水	3		市道長田の沢線	畑10ha	赤平市	計画検討中
水10	平岸	石狩川	普通ヒラギシ川	空知川合流点 0.50～0.90	左岸 400	溢水	0		市道平班通		赤平市	計画検討中

2 市街地における低地帯の浸水危険区域

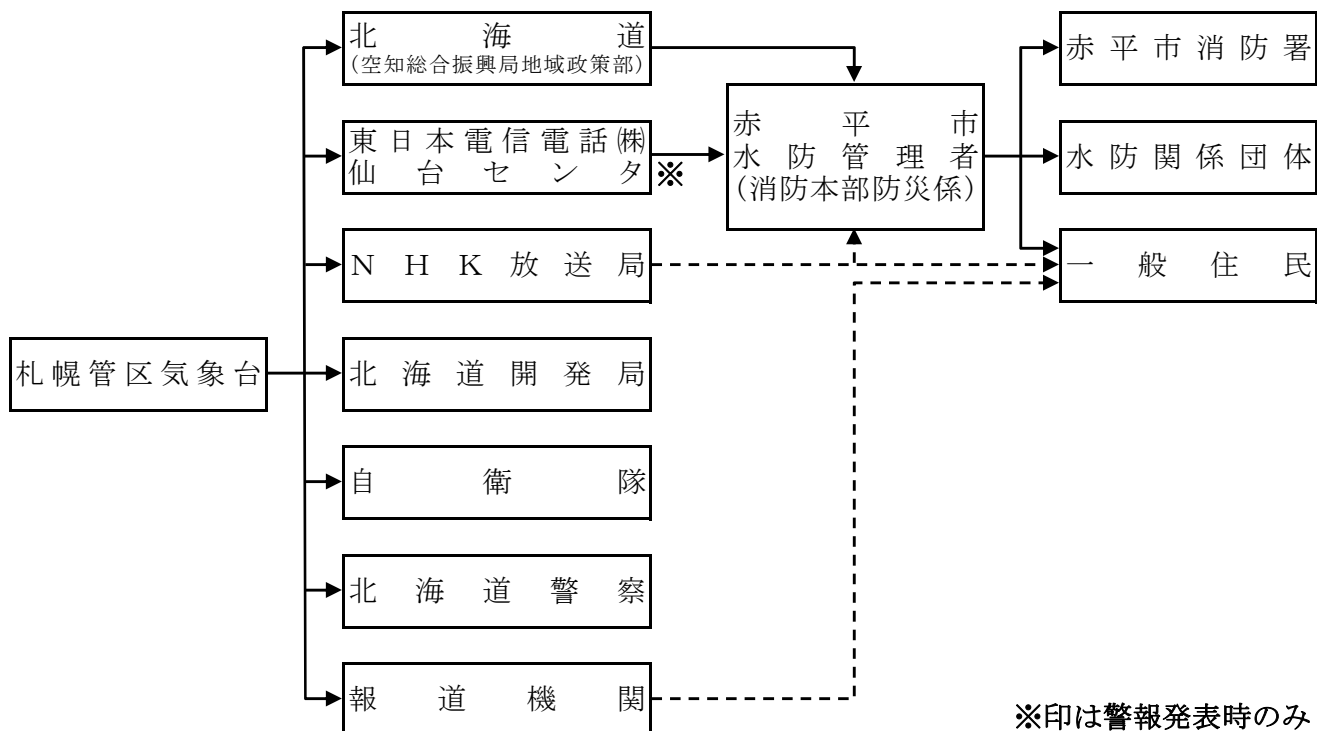
図番	危険区域の現況			予想される被害				法令等における指定状況				整備計画			
	地区名	場所	危険区域面積(ha)	災害の要因	住家(戸)	公共施設(棟)	道路	その他	指定機関	法令名	指定年月日	指定番号	危険区域との関連 全部 一部	実施機関	概要
浸1	泉町 錦町		3.0	内水滞留	48									赤平市	昭和51年 内水排除 施設完成
浸2	西文京町		3.0	内水滞留	94	西文京公園1	市道西文1条通 西文2丁目通 西文1丁目仲通							赤平市	昭和51年 内水排除 施設完成
浸3	平岸	平岸仲町	0.5	下水路 排水不能	10		市道平岸仲町本通 国道38号0.1km	JR根室本線 0.1km						赤平市	平成10年 排水路整備
浸4	昭和町		0.6	下水路 排水不能	16		市道昭和6号線	JR根室本線 0.1km						赤平市	平成4年 排水路整備
浸5	桜木町		0.3	下水路 排水不能	10		道道赤平滝川線	JR根室本線 0.1km						赤平市	平成4年 排水路整備
浸6	百戸町		0.6	下水路 排水不能	0		道道赤平芦別線 市道百戸東1号通							赤平市	平成5・6年 排水路整備



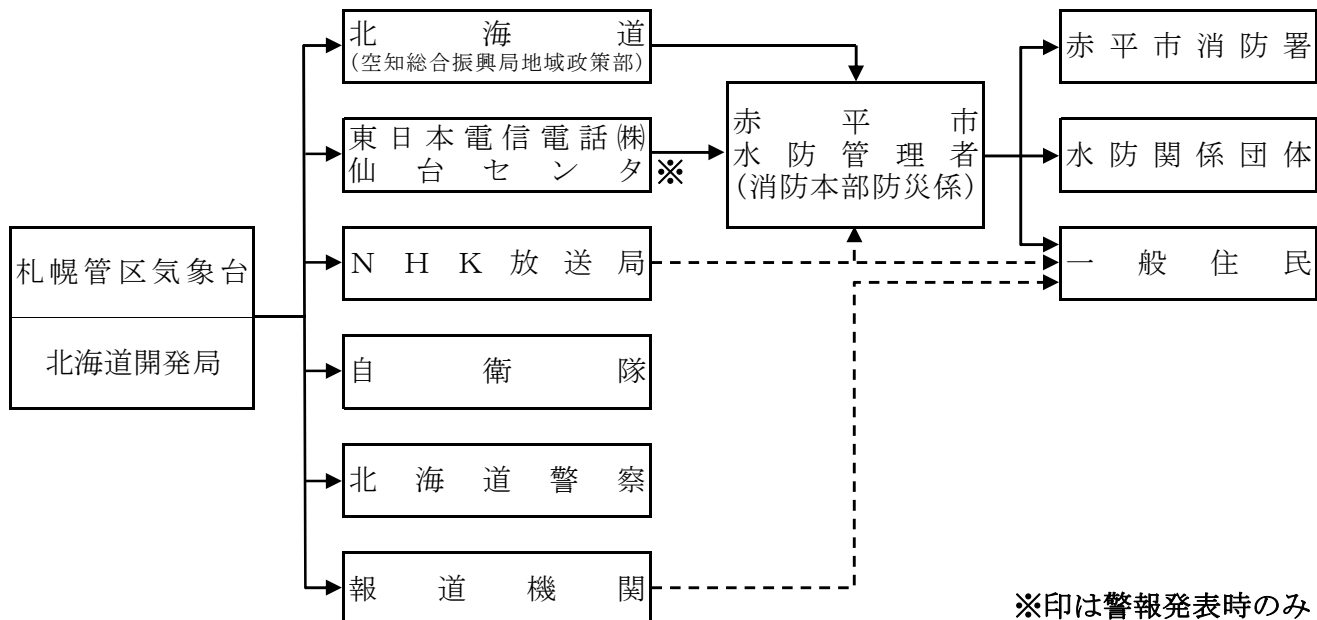
別表第5（第4章第1節関係）

水防活動用予報（注意報を含む）、警報並びに情報等の伝達系統

1 水防活動用予報（注意報を含む）、警報並びに情報等



2 指定河川洪水予報（法第10条第2項、気象業務法第14条の2第2項）

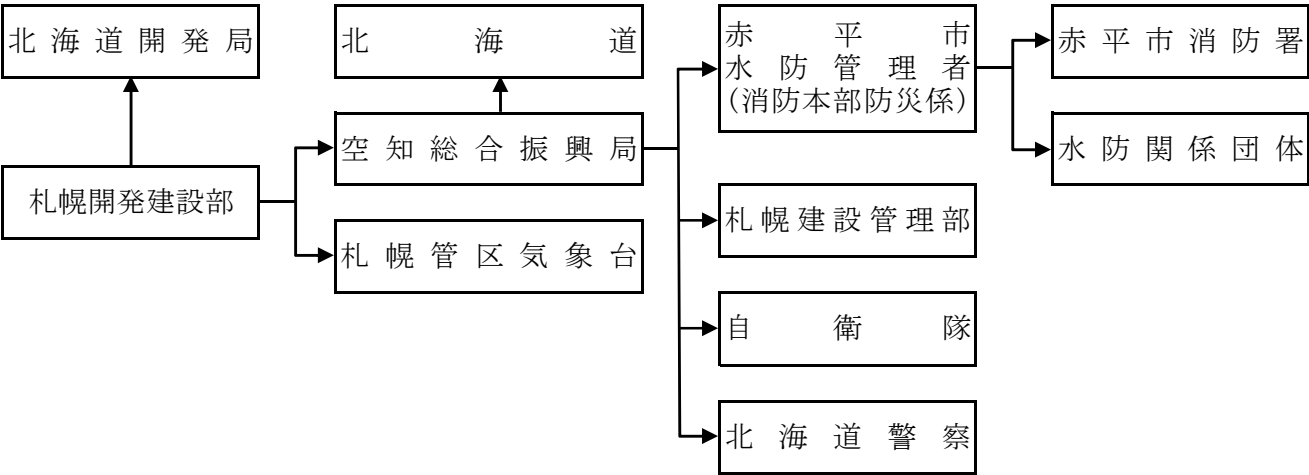


※洪水注意報…基準地点の水位がはん濫注意水位を超えて洪水となるおそれがあるときに発表されるもの。

※洪水警報…基準地点の水位がはん濫注意水位を超えて重大な災害がおきるおそれがあるときに発表されるもの。

※洪水情報…洪水注意報及び警報の補足説明並びに軽微な修正を必要とするとき発表されるもの。

3 水防警報（法第16条）



別表第6（第4章第2節関係）

水防に関する機関との通信連絡系統

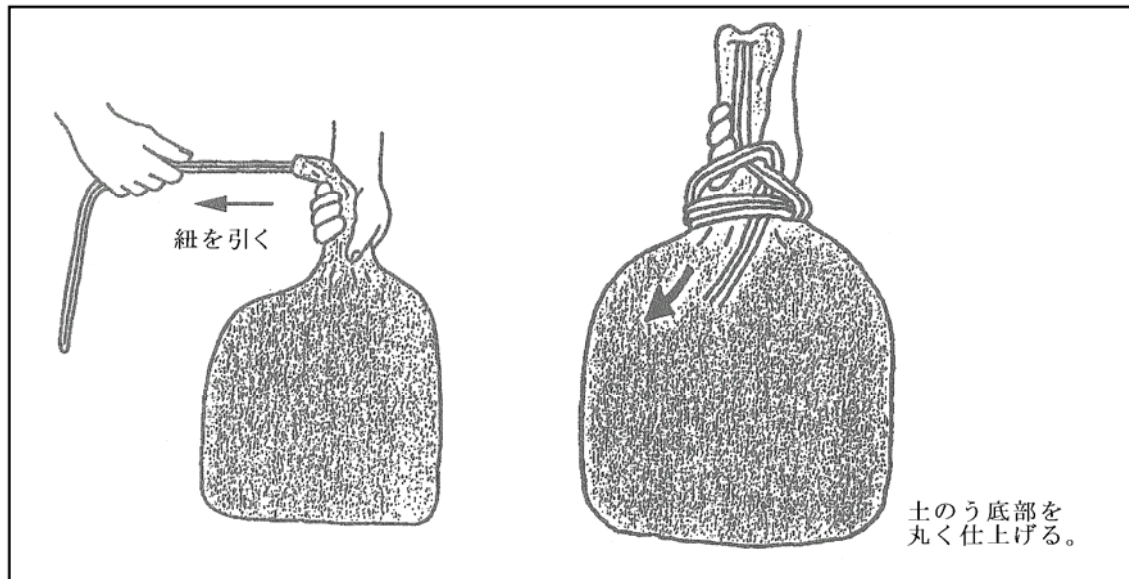
機 関 名	所 在 地	連絡責任者	通 信 系 統		
			第1系統 (電話)	第2系統	第3系統
北海道開発局札幌開発建設部 滝川道路事務所	滝川市新町 2丁目1番31号	所長	0125-22-4147	車	
北海道開発局札幌開発建設部 空知川河川事務所	芦別市滝里町683	所長	0124-24-4111	車	
北海道農政事務所 旭川地域センター	旭川市宮前通東 4155番31	センター長	0166-76-1277	車	
北海道森林管理局 空知森林管理署	岩見沢市3条 東17丁目34	署長	0126-22-1940	車	
陸上自衛隊滝川駐屯地 第10普通科連隊	滝川市泉町 236番地	連隊長	0125-22-2141	車	
空知総合振興局	岩見沢市8条 西5丁目	地域政策課長 (防災担当主査)	0126-20-0033	総合行政 ネットワーク	車
空知総合振興局保健環境部 滝川地域保健室	滝川市緑町 2丁目3番31号	室長	0125-24-6201	車	
空知総合振興局森林室	岩見沢市北2条 西12丁目1-7	室長	0126-22-1155	車	
空知総合振興局 札幌建設管理部滝川出張所	滝川市流通団地 3丁目1番5号	所長	0125-22-3434	車	
空知農業改良普及センター 中空知支所	樺戸郡新十津川町 字花月238-8	支所長	0125-74-2281	車	
北海道札幌方面赤歌警察署	赤平市東大町 3丁目2番地	署長	0125-32-0110	車	徒歩
東日本電信電話株式会社 北海道支店災害対策室	岩見沢市6条 西2丁目	岩見沢支店 総括担当	0126-25-4461	車	
北海道旅客鉄道株式会社 滝川駅	滝川市栄町 4丁目9番15号	駅長	0125-23-3169	車	
北海道電力株式会社 岩見沢支店滝川営業所	滝川市西町 1丁目2番3号	所長	0125-24-7166	車	
日本郵便株式会社赤平郵便局	赤平市東大町 3丁目1番地	局長	0125-32-3021	車	徒歩
赤平市医師会	赤平市平岸新光町 2丁目4番地 平岸病院内	会長	0125-38-8331	車	徒歩
赤平市消防本部	赤平市大町 1丁目5番地	消防長	0125-32-3181	車	徒歩

別表第7（第5章第4節関係）

水防工法

1 土のうの作り方

土のうに土砂を30kg～50kg ぐらい均等に詰め、袋のはしに出ている紐を引いて袋口をしぼる。しぼり終わったら、紐を2～3回まわして紐の出口を上から下へ通し、引いて締める。

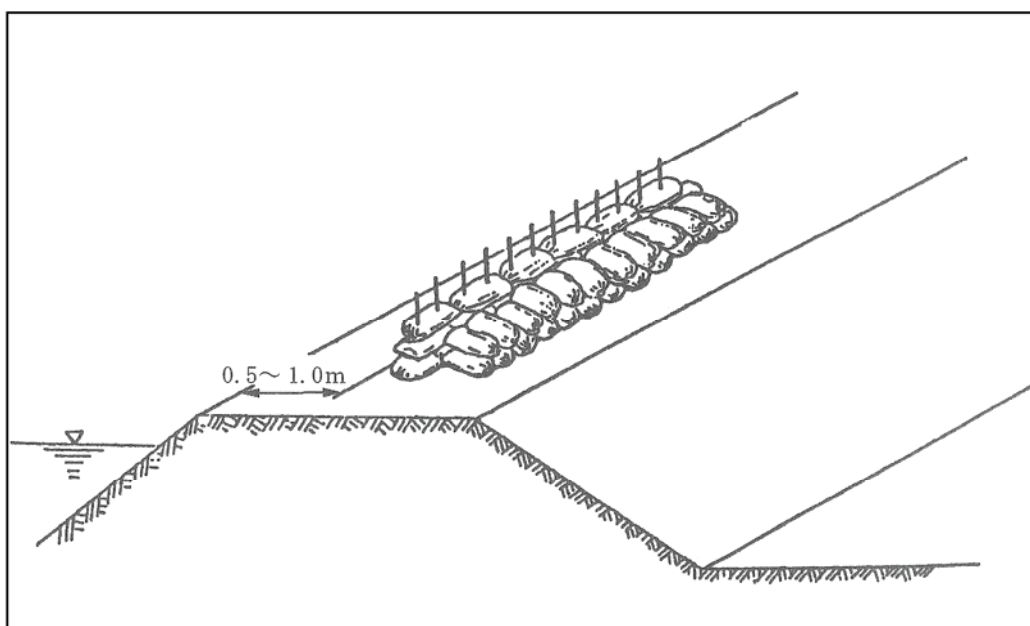


2 河川堤防の主な水防工法

(1) 積土のう

目 的：越水防止

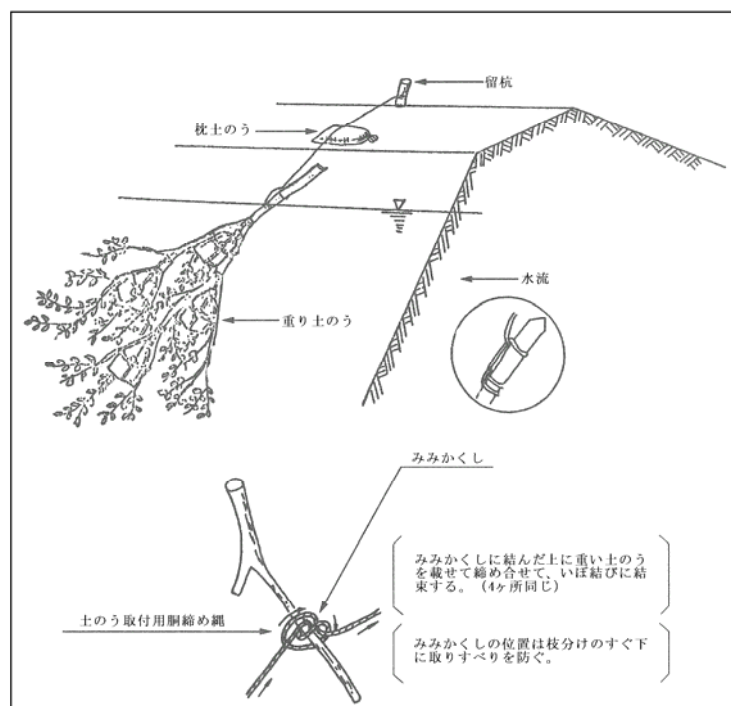
作成法：表肩が欠け込んでも差支えないように川表肩から0.5m～1.0mくらい引きさげて所要の高さに土のうを積みあげる。一段積は、長手又は小口積とし、二段積は下段を長手方向二列に並べ、その上に小口一段並べとするか、長手並べにする。三段積は、前面長手三段にいも継ぎをさけて積み、裏手に控えとして、小口二段積とし、木杭又は竹等を串差しとする。また、土のうの継目には土を詰めて、十分に踏み固める。



(2) 木流し (竹流し)

目 的：急流部において流水を緩和して川表堤腹崩壊の拡大を防止する。また、緩流部においても波欠けの防止に使われる。

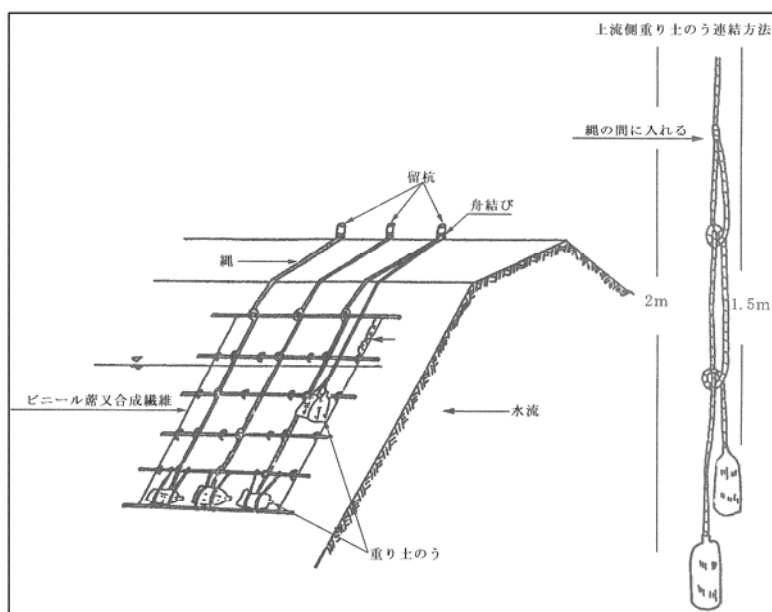
作成法：枝葉の繁々した樹木（又は竹）を根本から切り、枝に重り土のう（又は石俵）を付け、根元は鉄線で縛り、その一端を留杭に結束して、上流より流しかけて崩壊面に固定させる。



(3) 表蓆 (シート) 張り

目 的：川表法崩壊及び透水防止

作成法：崩壊面の大きさに応じ、蓆を9枚、12枚あるいは15枚を縄で縫い合わせ（シートを使用する場合は縫い合わせる作業はない。）、横に90cm間隔に骨竹をあらく縫い付け、下端に重り土のうを取り付けこれを芯にして簀の子巻とし、上端から廻し縄を徐々にゆるめて垂れおろし、所々に小割竹（長さ45cm、幅2cm位）を折り曲げて針子縫いをし、煽りどめの重り土のうをのせて固定させる。

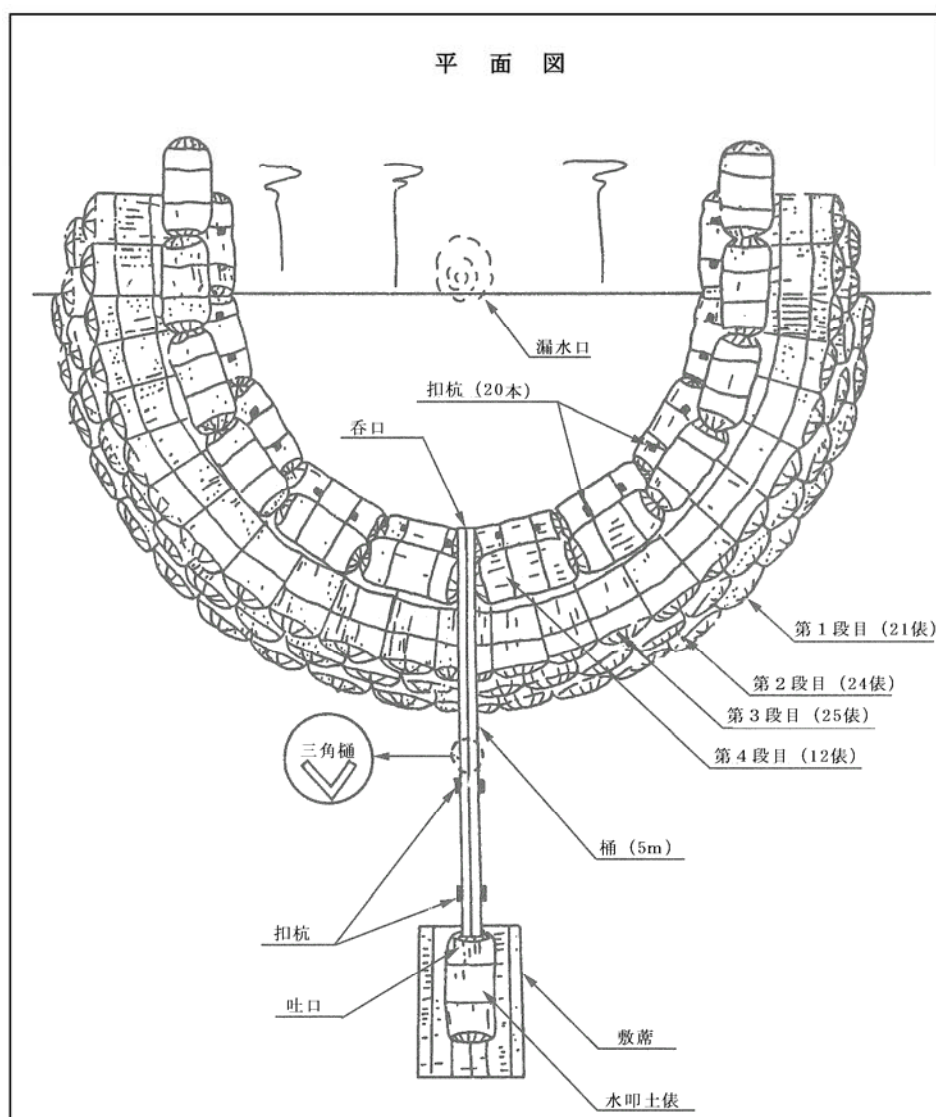
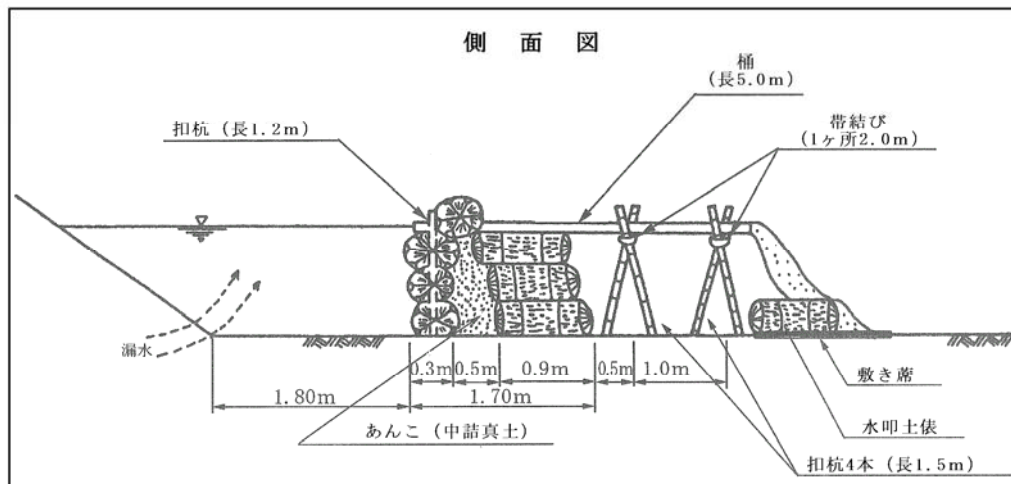


(注) 上流側の下の重り土のうは、蓆の端より2.0mの位置でおろし、上の重り土のうは蓆の端より1.5mの位置よりおろせば適当な所に来る。

(4) 月の輪

目的：川裏の漏水を堰き上げて滲透水の圧力を弱める。

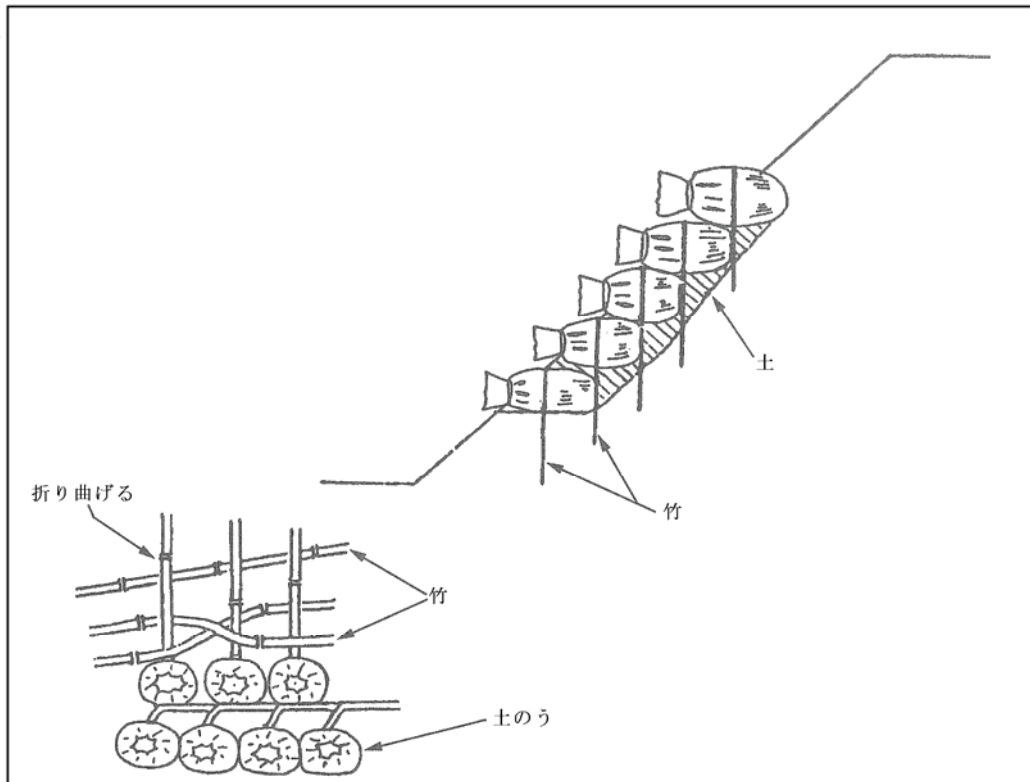
作成法：漏水口の周囲法先に土俵を半月状（半径1.8m）に積上げ、この中に漏水を淀ませて上透水を堤内の水路などに放流させる。土俵積の高さは水压を弱める程度、三俵重ね以上にするときは留杭又は棚杭を打つ。流し口には、樋をかけ、透水を導き、その落下点には、蓆等を敷き洗堀を防ぐ、また、土俵と土俵の間には土を詰め十分踏み固めて空隙よりの漏水を防ぐ。



(5) 土のう羽口

目 的：裏法崩壊補強

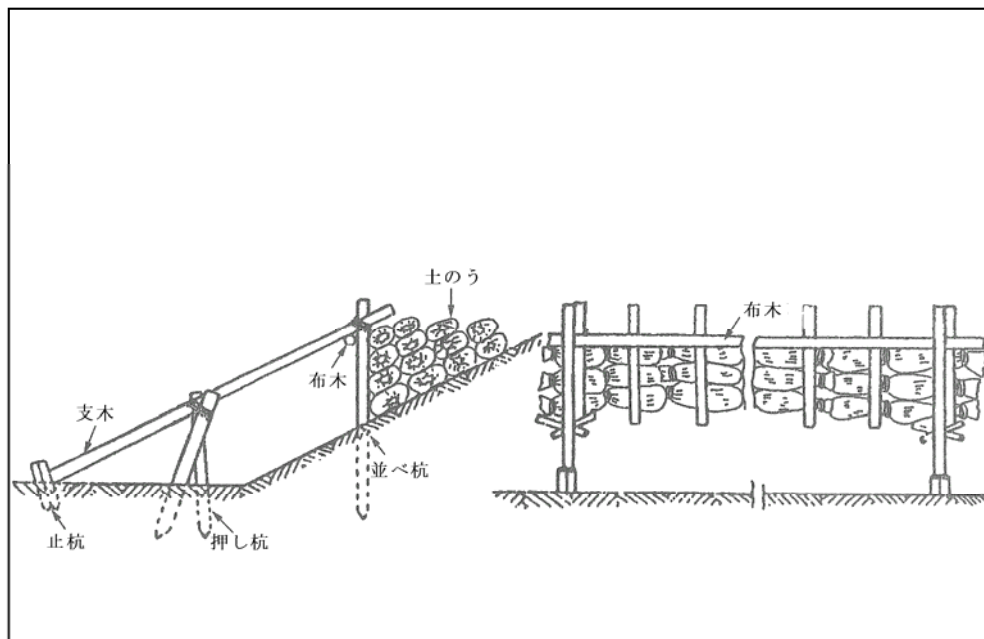
作成法：土のうを小口並べに一層積んで蛇腹編みとし、その上に土を踏みならし、順次半俵引きの勾配で土のうを積み上げ、内側に土砂を詰めて踏み固める。蛇腹編みは土のうを固定させるために、目通し6cm～9cmの竹を用いる。



(6) 杭打積土のう

目 的：川裏法崩壊防止

作成法：法先に土のうを長手に積み上げ、その支えに長2.5m内外の杭を心々0.60mに打ち込み上部に長5.0mの布木を結び付け更に長4.0mの支木を3.60m毎に取り付ける。支えの木の中に押さえ杭二本を合掌に打って挟み、また、杭木の根元には杭を二本並べて打って根止めとする。



別表第8（第5章第5節関係）

洪水時に情報伝達を行う災害時要援護者関連施設

1 老人福祉施設

施設名称	所在地	電話番号	FAX番号	特記事項
軽費老人ホーム ケアハウスすいこう	〒079-1273 赤平市百戸町西1丁目3番地	0125-34-2735	0125-34-2310	
特別養護老人ホーム 愛真ホーム	〒079-1136 赤平市本町3丁目2番地	0125-32-2884	0125-34-2339	
グループホーム のぞみの家 本館	〒079-1151 赤平市宮下町3丁目1番地	0125-32-2003	0125-32-2000	
グループホーム のぞみの家 2号館	〒079-1151 赤平市宮下町3丁目1番地	0125-34-2233		
グループホーム のぞみの家 3号館	〒079-1151 赤平市宮下町3丁目1番地	0125-32-7001		
博寿苑	〒079-1281 赤平市平岸新光町2丁目4番地	0125-37-2001	0125-38-8553	
地域包括支援センター	〒079-1134 赤平市泉町4丁目1番地	0125-32-0661		
特別養護老人ホーム あかびらエルムハイツ	〒079-1102 赤平市幌岡町47番地	0125-32-0500	0125-32-0600	
住宅型有料老人ホーム 笑和道夢	〒079-1155 赤平市昭和町3丁目37番地3	0125-32-0217	0125-32-0218	

2 身体障がい者更生援護施設

施設名称	所在地	電話番号	FAX番号	特記事項
光生舎エルム・ソーイング	〒079-1135 赤平市錦町2丁目6番地	0125-32-3221	0125-32-5176	
光生舎ライト・プラザ	〒079-1135 赤平市錦町2丁目6番地	0125-32-3221	0125-32-5176	
光生舎クリーナース	〒079-1135 赤平市錦町3丁目5番地	0125-32-3221	0125-32-5176	
光生舎ワークショップ	〒079-1135 赤平市錦町3丁目5番地	0125-32-3221	0125-32-5176	
光生舎フーレビラ	〒079-1272 赤平市百戸町東4丁目13番地	0125-32-3507	0125-32-3508	
光生舎メディック・エル	〒079-1273 赤平市百戸町西1丁目2番地	0125-34-2201	0125-34-2205	
身体障害者療護施設 光生舎虹の里	〒079-1273 赤平市百戸町西2丁目2番地	0125-34-2700	0125-34-2600	

3 児童福祉施設

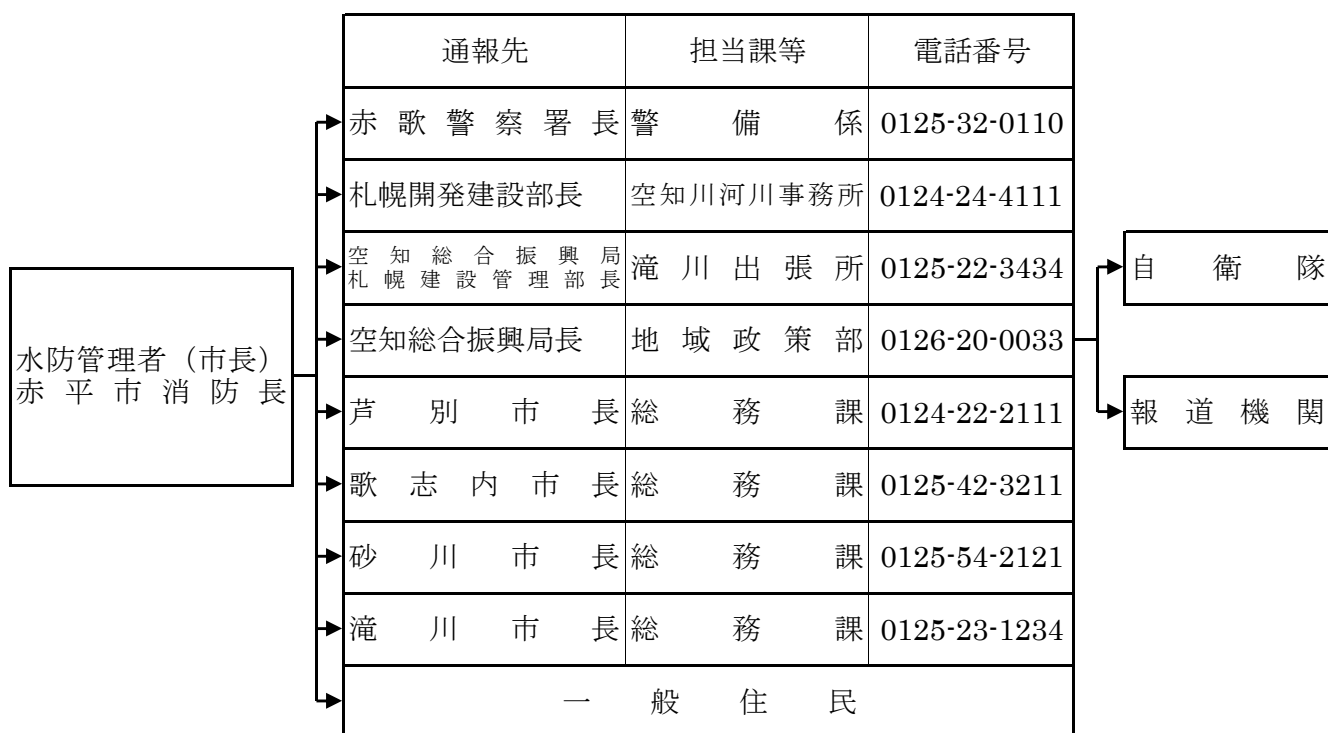
施設名称	所在地	電話番号	FAX番号	特記事項
若葉保育所	〒079-1262 赤平市茂尻新春日町2丁目1番地	0125-32-2438		
文京保育所	〒079-1133 赤平市字豊里34番地	0125-32-3387		
赤平幼稚園	〒079-1102 赤平市幌岡町113番地	0125-32-2416	0125-32-2516	
赤平児童館	〒079-1142 赤平市東大町3丁目4番地	0125-32-3323		
茂尻児童館	〒079-1268 赤平市茂尻元町北2丁目36番地	0125-32-5816		
文京児童館	〒079-1124 赤平市豊丘町2丁目1番地	0125-32-4852		
平岸児童センター	〒079-1282 赤平市平岸仲町5丁目20番地	0125-37-2519		
豊里児童センター	〒079-1153 赤平市豊栄町1丁目11番地	0125-32-5334		

4 市内医療機関等

施設名称	所在地	電話番号	FAX番号	特記事項
市立赤平総合病院	〒079-1136 赤平市本町3丁目2番地	0125-32-3211	0125-32-1141	
社会医療法人 博友会 平岸病院	〒079-1281 赤平市平岸新光町2丁目1番地	0125-38-8331	0125-38-8553	
医療法人社団 赤川医院	〒079-1136 赤平市本町2丁目3番地	0125-32-2268	0125-32-1145	
佐々木内科クリニック	〒079-1123 赤平市東文京町2丁目1番地	0125-32-5516	0125-32-5516	空知川浸水想定 0.5m～1.0m未満
赤平ファミリー歯科クリニック	〒079-1123 赤平市東文京町3丁目1番地	0125-32-4884		空知川浸水想定 0.5m未満
長谷川歯科医院	〒079-1141 赤平市大町1丁目3番地	0125-32-3043		
医療法人社団 長谷川第一歯科	〒079-1142 赤平市東大町2丁目2番地	0125-32-2277	0125-32-2277	
神山歯科医院	〒079-1135 赤平市錦町1丁目3番地	0125-32-2575		
もじり歯科クリニック	〒079-1263 赤平市茂尻本町3丁目2番地	0125-32-1181		

別表第9（第5章第6節関係）

決壊通報連絡系統



別表第10（第5章第7節）

水防信号

- 第1信号 はん濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの
- 第2信号 水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの
- 第3信号 当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの
- 第4信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの
- 地震による堤防の漏水、沈下等の場合及び上記に準じて取り扱う。

	警鐘信号	サイレン信号
第1信号	● 休止 ● 休止 ● 休止	●—休止 ●—休止 ●—休止 ●—休止 約 5秒 15秒 5秒 15秒 5秒 15秒 5秒 15秒
第2信号	●—●—● ●—●—●	●—休止 ●—休止 ●—休止 ●—休止 約 5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 6秒
第3信号	●—●—●—● ●—●—●—●	●—休止 ●—休止 ●—休止 ●—休止 約 10秒 5秒 10秒 5秒 10秒 5秒 10秒 5秒
第4信号	乱 打	●—休止 ●— 約 1秒 5秒 1秒

- 備考 1 信号は、適宜の時間継続すること。
- 2 必要があれば、警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げない。
- 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。

様式第1号（第7章関係）

水防活動実施報告書

自 年 月
至 年 月

（市町村名）

区分	水防活動		使用資材費			団体数	左のうち主要資材35万円以上使用団体分			備考
	団体数	活動延人員	主要資材	その他資材	計		主要資材	その他資材	費計	
県（都道府）前回迄	—	—	円	円	円	—				
月分	—	—				—				
月分	—	—				—				
月分	—	—				—				
月分	—	—				—				
月分	—	—				—				
小計	—	—	0	0	0	—				
累計	—	—	0	0	0	—				
水防管理団体前回迄	()					—				
月分	()					—				
月分	()					—				
月分	()					—				
月分	()					—				
月分	()					—				
小計	0 ()	0	0	0	0	—				
累計	0 ()	0	0	0	0	0	円	円	円	

（作成要領）

- 1 「前回迄」欄は、前回報告分にかかる「累計」欄の数及び金額を記入すること。
- 2 「団体数」欄の（ ）書には、当該月内に水防活動を行った水防管理団体数を、その他の欄には水防管理団体の実数を記入すること。
- 3 「月分」欄は、当該期間の調査対象月数に応じ区分すること。ただし、水防活動を行わない月の欄は不要。
- 4 「主要資材」欄は、俵、かます、布袋類、たたみ、むしろ、なわ、竹、生木、丸太、くい、板類、鉄線、釘、かすがい、蛇籠、置石及び土砂の使用額を記入すること。
- 5 「左のうち主要資材35万円以上使用団体分」の各欄の記入は、水防管理団体分の「累計」欄のみ記入すること。

赤 平 市 水 防 計 画

策 定	平成 9年 3月12日	第1回修正	平成19年12月20日
第2回修正	平成24年12月21日		

編 集 赤 平 市

(赤平市消防本部防災係)

赤平市大町1丁目5番地

TEL (0125) 32-3181

FAX (0125) 32-3103

E-mail: syobobousai@city.akabira.hokkaido.jp
